

第4 法人の状況

1 資本金残高の推移

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和3年度	
		都市再生勘定	宅地造成等経過勘定	
政 府	1,073,768	986,078	87,690	1,073,768
地方公共団体	2,000	2,000	0	2,000
計	1,075,768	988,078	87,690	1,075,768

2 役員の状況

役員 の 経 歴 等

(令和5年7月14日現在)

役 職	氏 名	履 歴	任 期
理 事 長	中 島 正 弘 (昭和27年8月26日生)	昭和50年 3月 京都大学経済学部卒業 50年 4月 建設省入省 平成25年 2月 復興庁事務次官 26年 1月 内閣官房参与 28年 7月 独立行政法人都市再生機構理事長 31年 4月 独立行政法人都市再生機構理事長(再任)	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日
副 理 事 長	田 中 伸 和 (昭和37年1月24日生)	昭和61年 3月 大阪大学工学部卒業 61年 4月 住宅・都市整備公団入社 平成29年 4月 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長 令和2年 7月 独立行政法人都市再生機構理事	令和4年7月16日～ 令和6年7月14日
理 事 長 代 理	中 村 功 (昭和37年10月27日生)	昭和61年 3月 京都大学経済学部卒業 61年 4月 株式会社日本興業銀行入行 平成28年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 兼 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員 30年 4月 みずほ信託銀行株式会社代表取締役副社長 令和2年 7月 独立行政法人都市再生機構理事長代理 令和4年 7月 独立行政法人都市再生機構理事長代理(再任)	令和4年7月1日～ 令和6年6月30日
理 事	桶 田 寿 (昭和38年12月29日生)	昭和61年 3月 東北大学法学部卒業 平成6年 9月 住宅・都市整備公団入社 令和2年 4月 独立行政法人都市再生機構本社統括役	令和4年7月16日～ 令和6年7月15日
理 事 <役員出向>	鎌 田 秀 一 (昭和41年10月23日生)	平成3年 3月 早稲田大学大学院土木工学専攻修了 3年 4月 建設省入省 令和4年 6月 国土交通省都市局市街地整備課長	令和5年7月14日～ 令和7年7月13日
理 事	田 島 満 信 (昭和38年6月9日生)	昭和61年 3月 長崎大学経済学部卒業 61年 4月 住宅・都市整備公団入社 平成31年 4月 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長	令和4年7月16日～ 令和6年7月15日
理 事 <役員出向>	武 井 佐 代 里 (昭和43年12月27日生)	平成3年 3月 京都大学工学部卒業 3年 4月 建設省入省 令和2年 7月 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)	令和4年7月15日～ 令和6年7月14日
理 事	土 屋 修 (昭和34年10月23日生)	昭和59年 3月 筑波大学大学院環境科学研究所修了 59年 4月 住宅・都市整備公団入社 平成30年 4月 独立行政法人都市再生機構本社統括役 令和2年 7月 独立行政法人都市再生機構理事 令和4年 7月 独立行政法人都市再生機構理事(再任)	令和4年7月1日～ 令和6年6月30日
理 事 <役員出向>	出 口 陽 一 (昭和46年2月27日生)	平成5年 3月 京都大学経済学部卒業 5年 4月 建設省入省 令和3年 7月 国土交通省道路局総務課長	令和4年7月16日～ 令和6年7月15日
理 事	村 上 卓 也 (昭和36年11月30日生)	昭和60年 3月 千葉大学園芸学部卒業 60年 4月 住宅・都市整備公団入社 令和2年 7月 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長	令和4年7月1日～ 令和6年6月30日
監 事	吉 田 滋 (昭和35年9月19日生)	昭和59年 3月 一橋大学経済学部卒業 59年 4月 住宅・都市整備公団入社 平成31年 4月 独立行政法人都市再生機構本社審査役	令和元年7月1日～ 令和5事業年度の 財務諸表承認日
監 事	上 澤 秀 仁 (昭和38年1月25日生)	昭和60年 3月 東京大学工学部卒業 60年 4月 三井信託銀行株式会社入社 平成24年 4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員年金営業第二部長 平成25年 4月 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社取締役常務執行役員 平成30年 7月 独立行政法人都市再生機構本社業務改善推進役	令和元年7月1日～ 令和5事業年度の 財務諸表承認日
監 事 <役員出向>	横 田 玲 子 (昭和42年9月23日生)	平成2年 3月 名古屋大学法学部卒業 2年 4月 北海道開発庁入庁 令和元年 7月 国土交通省中部地方整備局総務部長	令和2年7月16日～ 令和5事業年度の 財務諸表承認日

3 コーポレート・ガバナンスの状況

当機構のガバナンス体制は、大きく(1)法に基づくもの、(2)内部管理から構成されています。

(1) 法に基づくもの

① 主務大臣について

機構法第 41 条により、当機構の主務大臣は国土交通大臣とされており、国土交通大臣は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

② 役員について

当機構の理事長及び監事については、通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項により国土交通大臣が任命し、副理事長及び理事については同条第 4 項により理事長が任命しております。また、通則法第 23 条により、国土交通大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員を解任することができるかとされており。

なお、理事長が任命や解任をした時は、通則法第 20 条及び第 23 条により、遅滞なく国土交通大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています。

③ 業務運営について

i) 業務方法書

通則法第 28 条により、当機構は、業務方法書を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされており。これを変更しようとするときも同様です。

ii) 独立行政法人評価制度委員会

通則法第 12 条により、国土交通大臣が行う当機構の業務の実績に関する評価等について中立・公正な立場にある第三者機関による点検を行うため、総務省に独立行政法人評価制度委員会（以下「評価制度委員会」という。）が設置されております。

iii) 中期目標

通則法第 29 条により、国土交通大臣は、3 年以上 5 年以下の期間（当機構においては 5 年）において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを当機構に指示するとともに、公表しなければならないとされており。これを変更したときも同様です。

また、国土交通大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価制度委員会の意見を聴かななければならないとされており。

iv) 中期計画

通則法第 30 条により、当機構は、前述の中期目標に基づき、国土交通省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。

なお、当機構は、当該認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない

いとされております。

v) 年度計画

通則法第 31 条により、当機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、国土交通大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされております。これを変更したときも同様です。

vi) 評価等

通則法第 32 条により、当機構は、中期目標の期間の一年目から三年目までの各事業年度にあつては、当該事業年度に係る業務の実績について、四年目の事業年度にあつては、当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について、中期目標の期間の最後の事業年度にあつては、当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績について、国土交通大臣の評価を受けることとされ、各事業年度の終了後 3 月以内に、それらの事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を国土交通大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされております。国土交通大臣は当該評価を行ったときは、遅滞なく、当機構に評価結果を通知するとともに、公表しなければならないとされております。また、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、当機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができることとされております。なお、国土交通大臣は、中期目標の期間の四年目の事業年度における中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果については、評価制度委員会にも通知するとともに、評価制度委員会は必要があると認めるときは国土交通大臣に意見を述べなければならないとされております。

通則法第 35 条第 1 項により、国土交通大臣は、当機構の中期目標の期間の四年目の事業年度における中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までには当機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとし、同条第 2 項により、評価制度委員会にその内容を通知するとともに、公表しなければならないとされております。

通則法第 35 条第 3 項により、評価制度委員会は、通知内容について、必要があると認めるときは、国土交通大臣に意見を述べなければならないとされております。また、同条第 4 項及び第 6 項により、評価制度委員会は、当機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、国土交通大臣に勧告し、その勧告に基づいて国土交通大臣が講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができるとされています。また、同条第 5 項により、勧告の内容は、内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならないとされております。

④ 財務及び会計について

i) 財務諸表等

通則法第 38 条により、当機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に国土交通大臣に提出し、承認を受けなければならないとされております。

ii) 会計監査人の監査

通則法第 39 条により、当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされております。なお、同法第 40 条により、会計監査人は、国土交通大臣が選任することとされております。

iii) 長期借入金及び債券

機構法第 34 条第 1 項により、当機構は国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は、都市再生債券を発行することができることとされております。

⑤ 政策実施機関としての位置付けについて

当機構は国の「都市再生」の政策実施機関として各種法律において事業施行権限を付与されております。

法 律 名	内 容
独立行政法人都市再生機構法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の範囲を規定（第 11 条、附則第 12 条） ・投資が可能であることの規定（第 17 条、第 17 条の 2） ・特定公共施設に係る工事の施行（第 18 条）
土地区画整理法	<ul style="list-style-type: none"> ・当機構を施行者として規定（第 3 条の 2）
都市再開発法	<ul style="list-style-type: none"> ・当機構を施行者として規定（第 2 条の 2）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・当機構を住宅街区整備事業の施行者として規定（第 29 条）
被災市街地復興特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興土地区画整理事業等の施行権限（第 6 条、第 22 条）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・防災再開発促進地区の区域内において、その一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進するため、地方公共団体の委託に基づき事業実施が可能（第 30 条） ・地方公共団体からの要請に基づき、防災街区の整備事業により移転が必要となる者のための従前居住者用賃貸住宅の建設が可能（第 30 条の 2） ・当機構を防災街区整備事業の施行者として規定（第 119 条）
東日本大震災復興特別区域法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託に基づき、被災市町村において作成・公表された復興整備計画に記載された復興整備事業の実施が可能（第 74 条）
福島復興再生特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託に基づき、特定帰還者又は居住制限者に対する住宅及び住宅地の供給の実施が可能（第 30 条、第 42 条）
大規模災害からの復興に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・委託に基づき、被災市町村において作成・公表された復興計画に記載された復興整備事業の実施が可能（第 37 条）

(2) 内部管理

理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成され、当機構の中期計画、年度計画及び決算等に関する重要な事項について審議を行っています。

監事は、当機構の業務を監査し、必要があると認めるときは、理事長又は国土交通大臣に意見を提

出すことができます。

監査室は、監査部門として監査を実施し、監査結果を理事長に報告するとともに、被監査部門に対し、改善事項の指摘を行っています。

また、当機構は、公的機関であるとともに、お客様満足第一の立場に立って効率的な業務遂行が求められる経営体であることから、日常業務においてコンプライアンスに対し真摯な姿勢で取り組んでおります。

○ コンプライアンス基本方針・行動規範・マニュアルの策定

当機構では、コンプライアンスの推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス基本方針」及び役職員がコンプライアンスの実践に当たり取るべき行動の基準として「コンプライアンス行動規範」を策定しています。

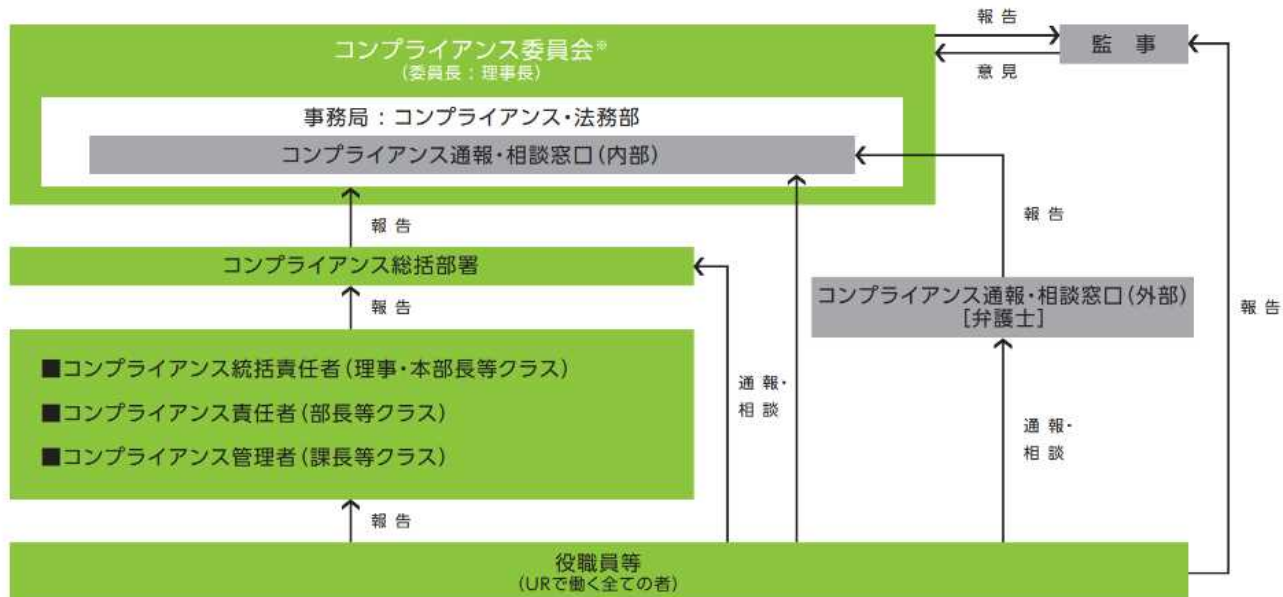
また、コンプライアンスを実践するための一般的・共通の事項を定めた「コンプライアンス・マニュアル（共通編）」を策定し、上記基本方針及び行動規範と併せて役職員に周知して、コンプライアンス意識の向上に努めています。

○ コンプライアンス推進体制の整備

当機構におけるコンプライアンスに関する事項を審議する機関として、理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しています。さらに、副理事長、理事長代理、理事、統括役及び本部等の長を「コンプライアンス統括責任者」と定め、各組織におけるコンプライアンスの推進について責任を負うとともに、職員への指導、助言等を行っています。

また、当機構の役職員による法令違反行為等に関してなされる通報・相談及び公益通報者保護法に基づく公益通報を取り扱うため、「コンプライアンス通報・相談窓口」（内部・外部〔弁護士〕）を設置しています。

コンプライアンス推進体制図



※事業対応及び再発防止に係る事項のうち重要なものは、内部統制会議と合同開催 令和5年4月1日現在

なお、役員の給与等は次のとおりです。(令和5年8月1日現在)

① 本給 (月額 (千円))

理事長	1,106
副理事長	950
理事長代理	907
理事	822
監事	744

② 特別地域手当 (横浜市在勤の場合)

本給月額× 0.16

③ 特別手当

6月1日及び12月1日現在において役員が受ける本給及び特別地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員に係る支給割合及び同法第19条の7第2項第一号ロに定める支給割合の合計の支給割合を乗じて得た額を基礎とし、在職期間を勘案して別に定める割合を乗じて得た額

④ その他の手当

一般職給与法第12条及び第12条の2の規定に準じて算出した額

⑤ 退職手当

在職期間1月につき、役員が退職した日におけるその者の本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、国土交通大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額